

第11次川口市交通安全計画の概要

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、第11次川口市交通安全計画を策定しました。

1 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

2 計画の目標

令和7年（2025年）まで

- （1）年間の交通事故死者数9人以下を維持
- （2）年間の人身事故発生件数、負傷者数2,000件（人）以下を維持

3 交通安全対策の重点

- （1）子供と高齢者の交通事故防止
- （2）自転車の交通ルールの徹底
- （3）飲酒運転の根絶

4 計画の概要（主な施策）

1 道路交通環境の整備

事故危険箇所や通学路、生活道路等における交通安全対策を実施し、また、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備を推進します。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるため、人間の成長過程に応じた交通安全教育を推進します。

3 安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上を図るため、自動車、二輪車等の運転者、高齢運転者に対する教育等の充実を図ります。

4 車両の安全性の確保

先進安全自動車等の普及促進を図ります。

5 道路交通秩序の維持

死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを関係機関に要請します。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

7 被害者支援の充実と推進

自賠責保険や自転車損害賠償保険の普及促進、交通事故被害者の援助制度の周知等を実施します。